

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社カインドワン(以下「甲」という。)と株式会社カインドワンの労働者の代表者(以下「乙」という。)は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、期間を定めずに雇用される派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する地域指数を乗じたものとする。

(一)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種

(1)ソフトウェア技術者における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「00903プログラマー」とする。

(2)オペレーターにおける比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「04302データ入力事務員」とする。

(二)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(三)地域調整については、派遣先事業所所在地が熊本県内、及び宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」、及び「宮崎」を用いるものとする。

(四)退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金額」については通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、別表1の「2」に定める額に5%を乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。別表1の「2」の0年目の額が地域別最低賃金を下回った場合は、別表1の「3」に定める額に5%を乗じた額(1円未満の端数切り上げ)とする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(一)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二)別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年

Bランク:5年

Cランク:0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で昇給する。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第14条~第16条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによる。）が片道2km未満であるものを除く。

（賃金の決定に当たっての評価）

第7条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その評価結果に基づき、別表3のとおり基本給を決定する。

2 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規定第24条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表3のとおり賞与額を決定する。

（賃金以外の待遇）

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第1条から第37条までの規定を準用する。

（教育訓練）

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員のキャリア形成マニュアル」に従って、着実に実施する。

（その他）

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）

第11条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める対象従業員の賃金の額を基準として、対象従業員の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

尚、協定は令和7年4月1日遡及して適用する。

別表1-2-③、別表2-2-③は令和7年11月16日から適用

令別表1-1-③、別表2-1-③は令和8年1月1日から適用

初版 令和7年3月27日
改定 令和8年1月5日
再締結日 令和8年3月17日

甲 代表取締役 吉田 美和子 印

労働者の代表者の選出方法（ 挙手 ） 乙 労働者の代表者 中川 文子 印

別表1-1熊本

別表1-1-①

	職業安定業務統計	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1 職種	00903プログラマー	1361	1579	1692	1728	1810	2033	2440
2 地域調整	熊本89.6	1220	1415	1517	1549	1622	1822	2187
3 退職金上乘せ	退職手当5%	1281	1486	1593	1627	1704	1914	2297

別表1-1-②令和7年12月31日まで適用

	職業安定業務統計	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1 職種	04302データ入力事務員	1132	1313	1407	1438	1506	1691	2030
2 地域調整	熊本89.6	1015	1177	1261	1289	1350	1516	1819
3 退職金上乘せ	退職手当5%	1066	1236	1325	1354	1418	1592	1910

別表1-1-③令和8年1月1日~適用

	職業安定業務統計	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1 職種	04302データ入力事務員	1132	1313	1407	1438	1506	1691	2030
2 地域調整	熊本89.6	1015	1177	1261	1289	1350	1516	1819
3	基準値を最低賃金1034円とした額	1034	1200	1286	1314	1376	1545	1854
4 退職金上乘せ	退職手当5%	1086	1260	1351	1380	1445	1623	1947

別表1-2 宮崎

別表1-2-①

	職業安定業務統計	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1 職種	00903プログラマー	1361	1579	1692	1728	1810	2033	2440
2 地域調整	宮崎86.3	1175	1363	1461	1492	1563	1755	2106
3 退職金上乘せ	退職手当5%	1234	1432	1535	1567	1642	1843	2212

別表1-2-②令和7年11月15日まで

	職業安定業務統計	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1 職種	04302データ入力事務員	1132	1313	1407	1438	1506	1691	2030
2 地域調整	宮崎86.3	977	1134	1215	1241	1300	1460	1752
3 退職金上乘せ	退職手当5%	1026	1191	1276	1304	1365	1533	1840

別表1-2-③令和7年11月16日~適用

	職業安定業務統計	0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1 職種	04302データ入力事務員	1132	1313	1407	1438	1506	1691	2030
2 地域調整	宮崎86.3	977	1134	1215	1241	1300	1460	1752
3	基準値を最低賃金1023円とした額	1023	1187	1272	1300	1361	1529	1835
4 退職金上乘せ	退職手当5%	1075	1247	1336	1365	1430	1606	1927

別表2-1熊本

別表2-1-①

職種	等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
00903プログラマー	Aランク	部下の指導が行える。且つ入社10年以上	1,938	323	2,260	≧	1,914 10年
	Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。且つ入社5年以上。	1,625	271	1,896		1,627 3年
	Cランク	指示で作業を実施できる。且つ5年未満。	1,250	208	1,458		1,281 0年

別表2-1-②R7年12月31日まで

職種	等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
040302データ入力事務員	Aランク	部下の指導が行える。且つ入社10年以上	1,625	271	1,896	≧	1,592 10年
	Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。且つ入社5年以上。	1,375	229	1,604		1,354 3年
	Cランク	指示で作業を実施できる。且つ5年未満。	1,063	177	1,240		1,066 0年

別表2-1-③R8年1月1日～

職種	等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
040302データ入力事務員	Aランク	部下の指導が行える。且つ入社10年以上	1,625	271	1,896	≧	1,623 10年
	Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。且つ入社5年以上。	1,375	229	1,604		1,380 3年
	Cランク	指示で作業を実施できる。且つ5年未満。	1,063	177	1,240		1,086 0年

別表2-2 宮崎

別表2-2-①

職種	等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
00903プログラマー	Aランク	部下の指導が行える。且つ入社10年以上	1,938	323	2,260	≧	1,843 10年
	Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。且つ入社5年以上。	1,625	271	1,896		1,567 3年
	Cランク	指示で作業を実施できる。且つ5年未満。	1,250	208	1,458		1,234 0年

別表2-2-②令和7年11月15日まで適用

職種	等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
040302データ入力事務員	Aランク	部下の指導が行える。且つ入社10年以上	1,625	271	1,896	≧	1,533 10年
	Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。且つ入社5年以上。	1,375	229	1,604		1,304 3年
	Cランク	指示で作業を実施できる。且つ5年未満。	1,063	177	1,240		1,026 0年

別表2-2-③令和7年11月16日～適用

職種	等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
040302データ入力事務員	Aランク	部下の指導が行える。且つ入社10年以上	1,625	271	1,896	≧	1,606 10年
	Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。且つ入社5年以上。	1,375	229	1,604		1,365 3年
	Cランク	指示で作業を実施できる。且つ5年未満。	1,063	177	1,240		1,075 0年

備考

賞与額は、今年度の見込み額の平均額とする。

令和7年度定期昇給

1. 0%の昇給を実施する。

令和7年4月から(5月支給分)実施。

また、単金アップ者については、アップ額÷2を加算する。

令和7年度賞与

令和6年度実績:年間倍率 1.00倍 × 2回 = 2.0倍



令和7年度予定:年間倍率 1.00倍 × 2回 = 2.0倍